

『山形県立米沢興譲館高等学校女子バスケットボール部保護者会』会則

第1条（名称及び事務局）

本会は、山形県立米沢興譲館高等学校女子バスケットボール部保護者会（別称『興譲館高校女子バスケットボール部保護者会』以下「保護者会」という）と称し、事務局は会長宅に置く。

第2条（目的）

本保護者会は、興譲館女子バスケットボール部員（以下「部員」という）の活動を、学校教育活動外の時間帯においても、安全で且つ充実した活動が行えるよう物心両面から援助するとともに、本会会員の親睦を図ることを目的とする。

第3条（事業）

前条の目的を達成するために、学校及び指導者と連携し、必要な事業を行う。

第4条（会員）

部員の保護者によって構成し、入部した時より自動的に会員となり、退部した時に資格を失うものとする。

第5条（役員）

（1）次のとおりとする

会 長 1名。保護者会を代表し会務を統括する。（2年生の保護者）

副会長 2名。会長を補佐し必要に応じ会長の職務を代行する。（1、2年生の保護者各1名）

会 計 2名。保護者会費、部費、ユニフォーム購入積立金及び臨時会費等の会計を行う。

（1、2年生の保護者各1名）

監 事 2名。保護者会の会計を監査する。（1、2年生の保護者各1名）

（2）任期は承認された総会から次年度の総会までの1年とし、再任を妨げない。

第6条（会議）

（1）総会及び役員会とし、会長が招集する。

（2）議事は出席者の過半数により議決する。

（3）総会は、毎年1回年度当初に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

（4）総会は次の事項を承認及び議決する。

・会則の制定、改正・役員を選出

・事業計画・予算、決算

・その他必要な事項

（5）役員会は必要に応じて開催し、目的を達成するために必要な事項を協議議決する。

第7条（経費）

会費、寄付金及びその他をもって充てる。

第8条（会費）

（1）保護者会費として、部員一人あたり年額12,000円とする。

（2）部費として部員一人あたり年額12,000円とする。（3年生は3,000円）

（3）ユニフォーム購入積立金として部員一人あたり年額6,000円とする。（1、2年生のみ。）

ユニフォーム購入積立金は男子バスケット部と女子バスケット部合同の積立金とし、興譲館男子バスケット部保護者会が代表して管理する。

（4）合宿費、遠征費及び用品等の購入の際に、臨時に経費が生じる場合は、役員会において決し徴収することができるものとする。

（5）上記（1）、（2）及び（3）の会費は、5月に15,000円（3年生は15,000円。）、9月に15,000円を納入するものとする。ただし、5月に30,000円を全納することができるものとする。

（6）会費は、事前に会長から通知等のあった5月及び9月の保護者会事業の日に、会計に直接納入するものとする。ただし、これによりがたい場合は、通知等のあった日まで会計の指定口座に部員名で振り込むことができるものとする。

第9条（会計年度）

毎年4月1日から、翌年の3月末日までとする。

第10条（委任）

この会則によらないものは、役員会の決定によるものとする。なお、この場合は役員会決定事項として、次回総会に報告するものとする。

第11条（慶弔）

会員、部員及び指導者に対し、事由に応じ役員会で協議し対応するものとする。

付 則 本会則は、平成27年5月6日より施行する。